備考の9の表中「兵庫県　三原郡　榎列村、倭文村、阿万町、三原町、三原　2.0　1.8」を

大阪府	豊能郡	豊能郡村、東能勢村、能勢町	5.7	5.4
大阪府	泉大津		5.7	5.4
大阪府	枚方市	樟葉川村、大字大塚、大字三井、大字田井、大字宇山、大字田口山	5.7	5.4
	北河内郡	田口村、交野町大字倉治、同町大字私市、同町大字星田、同町大字森、同町大字寺田		
大阪府	泉佐野市	大字長滝、大字新中安松		
	泉南郡	泉南町、淡輪村、樽井町、岡田浦町、雄信町、同町大字多奈川、同町大字谷川、深日町、西信町、新町	5.7	5.4
兵庫県	三原郡	榎列村、西淡町、三原町、福良町	2.0	1.8 」

に改める。

◎農林省告示第千五十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基き、輸出植物検疫規程（昭和二十五年八月四日農林省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正し、昭和三十四年一月一日から施行する。

昭和三十三年十二月二十日

農林大臣　三浦　一雄

第一条第一号中「五寸」を「十五センチメートル」に改める。

第五条第一号中「三分目」を「よい目の開きが九ミリメートル」に改める。

別表を削る。

◎農林省告示第千五十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十五条第二項において準用する第十一条第一項の規定に基き、種馬鈴しょ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、昭和三十四年一月一日から施行する。

昭和三十三年十二月二十日

農林大臣　三浦　一雄

第六条第一項第二号中「五寸」を「十五センチメートル」に改める。

◎通商産業省告示第五百二号

絹人絹織物生産数量等調整規則（昭和三十三年通商産業省令第四十四号）第七条および第二十六条の規定に基き、昭和三十四年一月一日から始まる調整期間に係る総調整数量、総特別調整数量および基準生産数量を次のように定める。

昭和三十三年十二月二十日

通商産業大臣　高碕達之助

一　品種ごとの総調整数量は、次のとおりとする。

品種	総調整数量
四・五匁付未満の平羽二重および六・二五匁付相当の人絹よこ平羽二重	千二百三十万メートル
四・五匁付未満の平羽二重および六・二五匁付相当の人絹よこ平羽二重以外のもの	二千百九十万メートル
人絹織物	一億千二百五十万メートル

二　指定品目ごとの総特別調整数量は、次のとおりとする。

指定品目	総特別調整数量
平	三百二十万メートル
フジエット	四百十三万メートル
朱子（三千六百本）	百八十一万メートル

三　品種ごとの基準生産数量は、次のとおりとする。

種類	組織	品種	基準生産数量
生絹	紋織以外のもの	絹織物	三千六百十三メートル
		交織絹織物	三千六百十三メートル
		人絹織物	三千六百十三メートル
後練織物（生織物を含む。）のうち	紋織以外のものであつて三・七九センチメートル間のよこ糸数が九十本以上のもの	絹織物	二千七百二十六メートル
		交織絹織物	二千七百二十六メートル
		人絹織物	三千二百七十二メートル
先練織物（先染織物を含む。）のうち	紋織以外のものであつて三・七九センチメートル間のよこ糸数が八十九本以下のもの	絹織物	三千二百七十二メートル
		交織絹織物	三千二百七十二メートル
		人絹織物	三千九百五十三メートル
めいせん、つむぎ織および上布	紋織	絹織物	千八百四十メートル
		交織絹織物	千八百四十メートル
		人絹織物	二千四百五十四メートル
	力織機	手機織機および足踏織機	二千七百二十六メートル
			二千七百二十六メートル
			二千七百二十六メートル
			八百十八メートル
			八百十八メートル
			千二十二メートル
			九百五十四メートル
			九百五十四メートル
			千二百二十七メートル
			八百十八メートル
			八百十八メートル
			千二十二メートル

◎農林省告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

昭和三十三年十二月二十日

農林大臣　三浦　一雄

三重県上野市西山字谷山二二九一の一二二、字深山二二五六の二三　所在の森林

指定目的　土砂流出防備

申請者　三重県知事

◎通商産業省告示第五百号

電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項の規定に基き、旧電気用品取締規則（昭和十年通信省令第三十号）第二条の規定の例により、次のように電気用品の製造を免許する。

昭和三十三年十二月二十日

通商産業大臣　高碕達之助

氏名または名称	主たる営業所の所在地	電気用品の種別	製造免許番号
日本通信産業株式会社	東京都中央区日本橋堀留町一の四	小型変圧器	第三四三〇号

◎通商産業省告示第五百一号

電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項の規定に基き、旧電気用品取締規則（昭和十年通信省令第三十号）第二条の規定の例により、次のように電気用品の製造を免許する。

昭和三十三年十二月二十日

通商産業大臣　高碕達之助

氏名または名称	主たる営業所の所在地	電気用品の種別	製造免許番号
奥井電機産業合資会社	神戸市兵庫区西出町一三一番屋敷	小型電動機	第三四九五号
西野電機工業株式会社	入尾市大字北大本一六三	小型変圧器	第三四九六号